
2024 年度
日本法哲学会
学術大会・総会 案内

日時	2024 年 11 月 9 日（土）・10 日（日）
会場	中京大学 名古屋キャンパス（愛知県名古屋市） 受付： 11 月 9 日・10 日 9 号館 1 階 エントランス 会場： 11 月 9 日 9 号館 2 階 921 教室、922 教室、924 番教室 11 月 10 日 9 号館 2 階 921 教室
統一テーマ	「AI と法」

1 プログラム

1.1 第 1 日 午前の部 〈個別テーマ報告〉

| A 分科会（9号館2階 922 教室）

9:00 ~ 9:45	大上 尚史（中央大学助教） 「排除理由と法解釈」
9:50 ~ 10:35	小園 栄作（九州大学大学院協力研究員） 「グローバルな正義論における人権と人間の尊厳の諸相」
10:40 ~ 11:25	保田 幸子（東京大学特任研究員） 「反福利の価値構造」
11:30 ~ 12:15	河村 有教（長崎大学） 「法多元主義における法理論 — 「法と文化」の視点から」

| B 分科会（9号館2階 924 教室）

9:00 ~ 9:45	松野 有（千葉大学大学院博士後期課程） 「権利喪失論の擁護 — 規範的権能の観点から —」
9:50 ~ 10:35	吉原 雅人（京都大学助教） 「社会的人工物としての法と市民による法形成」
10:40 ~ 11:25	工藤 郁子（大阪大学） 「裁判官の職権行使の独立と AI システム」
11:30 ~ 12:15	伊藤 敬也（青山学院大学） 「法の軋触と法の共同体 — 事実と法の架橋をめぐる国際私法と法理学の接点 —」

1.2 第1日 午後の部 〈ワークショップ〉

| Aワークショップ (9号館2階 922教室)

「デジタル立憲主義」という研究潮流」

開催責任者：西村 友海 (九州大学)

13:30 ~ 15:10

西村 友海 (九州大学)

「企画の趣旨説明」

山本 健人 (北九州市立大学)

「デジタル立憲主義の背景・意義・課題(仮)」

瑞慶山 広大 (九州産業大学)

「デジタル立憲主義と法の支配(仮)」

水谷 瑛嗣郎 (関西大学)

「デジタル空間における表現の自由(仮)」

西村 友海 (九州大学)

「デジタル空間におけるルール形成(仮)」

| Bワークショップ (9号館2階 921教室)

「ナッジ政策・実装上の意義と限界——環境行政と遺伝子差別を題材に」

開催責任者：瀬戸山 晃一 (京都府立医科大学)

13:30 ~ 15:10

瀬戸山 晃一 (京都府立医科大学)

「企画趣旨説明」

池本 忠弘 (国土交通省)

「環境行政におけるナッジ活用の有効性と課題」

鈴木 慎太郎 (愛知学院大学)

「遺伝子差別禁止法制とナッジの応用可能性」

指定コメント① 吉良 貴之 (愛知大学)

指定コメント② 大竹 文雄 (大阪大学名誉教授)

| C ワークショップ (9号館2階 921 教室)

「無知がもたらす困難と責任 —— 無知の動機・認識的不正義・適応的選好」

開催責任者：太田 雅子 (東洋大学非常勤講師)

15:20 ~ 17:00

太田 雅子 (東洋大学非常勤講師)

「「動機ある無知」は何が問題か」

笠木 雅史 (名古屋大学)

「知識・無知の規範性とその多元性」

佐々木 梨花 (東京大学大学院博士課程)

「自律性を阻む無知：適応的選好形成から考える」

吉良 貴之 (愛知大学)

「総括コメント」

1.3 第1日 午後の部 (総会) (9号館2階 921 教室)

17:10 ~ 17:40 IVR日本支部総会

- (1) IVR 日本支部会計及び IVR 神戸基金会計報告
- (2) 第3回 IVR Japan 国際会議について
- (3) IVR 理事会報告
- (4) IVR 日本支部支部長・運営委員の改選について
- (5) その他

日本法哲学会総会

- (1) 会計・会務報告
- (2) 2024年度法哲学年報編集について
- (3) 2025年度学術大会について
- (4) ハラスメント防止について
- (5) その他

18:30 ~ 20:30 懇親会 (中京大学学生食堂)

1.4 第2日午前の部 〈統一テーマ報告〉 (9号館2階 921教室)

- 9:00 ~ 9:30 大屋 雄裕 (慶應義塾大学)
「統一テーマ「AIと法」について」
- 9:30 ~ 10:10 成原 慧 (九州大学)
「AI社会における自律の揺らぎと再建」
- 10:10 ~ 10:50 山本 龍彦 (慶應義塾大学)
「AI、憲法、プライバシー」
- 10:50 ~ 11:00 休憩
- 11:00 ~ 11:40 松尾 陽 (名古屋大学)
「監視・見守りの問題とガバナンス」
- 11:40 ~ 12:20 高口 康太 (ジャーナリスト・千葉大学客員教授)
「中国のAI社会実装とその課題」

1.5 第2日午後の部 〈統一テーマ報告およびシンポジウム〉 (9号館2階 921教室)

- 13:40 ~ 14:20 西村 友海 (九州大学)
「AI・計算・法的推論」
- 14:20 ~ 14:50 宇佐美 誠 (京都大学)
「総括コメント」
- 14:50 ~ 15:20 休憩
- 15:20 ~ 17:00 シンポジウム「AIと法」
司会 大屋 雄裕 (慶應義塾大学)、野崎 亜紀子 (獨協大学)
- 17:00 閉会の辞 日本法哲学会理事長 中山 竜一 (大阪大学)

2 会費納入のお願い

普通会員の年会費は8,000円 (ただし『法哲学年報』の配布を希望しない場合は6,000円)、減額申請が認められた会員の年会費は6,000円 (ただし『法哲学年報』の配布を希望しない場合は3,000円) となっております。会員の皆様への会費請求額は、この冊子を封入した封筒に貼付してある宛名シールの下段に記載することとなりました。同封の「学会報 50号」最終頁に記載されている「会費納入のお願い」をご参照の上、ご確認ください。会費は、同封振込用紙にてお振り込みください。なお、学術大会・総会にご出席になる場合には、会費の納入が確認できた会員には会場受付にて『法哲学年報』をお渡しができます。(学術大会直前に会費を振り込まれた場合、事務局による会費納入の確認が間に合わないこともありますので、会場受付にて『法哲学年報』をお受け取りになりたい場合は、振込を証明する書類を学術大会受付にご持参ください。)

3 担当校からのご案内

3.1 学術大会・総会会場

中京大学法学部 名古屋キャンパス 〒466-8666 名古屋市昭和区八事本町 101-2

受付： 9号館1階 エントランス

会場： 9号館2階 以下の教室

11月9日（土）：

921 教室：B ワークショップ・C ワークショップ（午後）、総会（夕刻）

922 教室：A 分科会（午前）、A ワークショップ（午後）

924 教室：B 分科会（午前）

11月10日（日）：

921 番教室：統一テーマ報告及びシンポジウム（午前・午後）

*会場へのアクセスについては、本案内末尾の地図をご覧ください。

3.2 懇親会

日時：11月9日（土）18：30～20：30

会場：中京大学学生食堂

会費：5,000円（学生は4,000円）

3.3 昼食

会場担当校では手配しません。名古屋キャンパス周辺には飲食店が多数あります。ただ、会場の法学部棟からは少し距離がありますので、お急ぎの方は昼食を持参されることをお勧めします。昼食のための飲食店情報は、大会当日までに提供します。

3.4 宿泊

各自でご手配ください。名古屋市内には多くのホテルがあります。ただ、海外からの旅行者も急増しているため、早めの予約をお勧めします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況次第で、オンライン開催へと変更される可能性もありますので、手配される場合は、その可能性をもご考慮ください。

4 一時保育について（2024年度日本法哲学会学術大会 一時保育実施要領）

11月9、10日に大会に参加され、両日またはいずれかの日に一時保育を必要とされる会員に対して、以下の通り補助を行います。

4.1 対象となる子供

新生児から小学6年生まで。

4.2 補助額

子供一人一日上限5,000円（たとえば一人一日の利用料が7,000円で、お二人を二日間預けた場合、補助額は20,000円となります。）

4.3 補助までの手続き

- (1) ご自身で一時保育（預かり）事業者にご利用の予約をしてください。各事業者は少数の子供しか受け入れませんので、早めの予約をおすすめします。事業者は営利・非営利を問わず法人（自治体の委託を受ける任意団体を含む）であることを条件とし、個人（祖父母・知人等）は対象外とします。利用事業者が補助対象となるかどうかについてご不明の場合は、予め下記問い合わせ先（足立）までお問い合わせください。

なお、名古屋市内の一時保育事業者の例は以下の通りです。詳細は各事業者にご確認下さい。

(A) キッズタウン：

名古屋市中村区亀島二丁目 12 番 27 号 ATC ビル 1F Tel. 052-452-4223 (利用日の 1 か月前から) 生後 3 か月から小学 6 年生まで (ただし 1 歳未満の乳児は事前の慣らし保育 (3 から 5 時間) が必要)

(B) キッズスクウェア JR ゲートタワー名古屋：

名古屋市中村区名駅 1-1-3 JR ゲートタワー 2F Tel. 0120-086-720 (すでに予約可) 3 ヶ月～就学前

(C) 託児所はないと：

名古屋市中村区名駅 2 丁目 41-3 サンエスケービル 3 階 B Tel. 052-485-5008 (すでに予約可) 首が座っている乳児～小学生

- (2) ご利用後に、ご利用人数・時間、領収書の画像ファイル（利用明細があればその画像も）と振込先口座情報を 11 月 17 日（日）までに下記メールアドレス宛にご送信ください。

4.4 お問い合わせ先

足立英彦 (hadachi@staff.kanazawa-u.ac.jp)

5 お問い合わせ先

5.1 会場担当校

〒466-0825 名古屋市昭和区八事本町 42-1 中京大学法学部 土井崇弘研究室
電話番号 052-835-7482 E-mail: t-doi@mecl.chukyo-u.ac.jp 《郵便物等はこちらの住所へ》

5.2 日本法哲学会事務局

〒464-8601 名古屋市千種区不老町 名古屋大学大学院法学研究科 松尾陽研究室内
日本法哲学会 電話番号 052-788-6243 E-mail: secretariat@houtetsugaku.org
Homepage: <http://www.houtetsugaku.org/>

6 資料コーナーについて

本学術大会では、会員のための資料コーナーを設けますので、資料の配付をご希望の会員は、日本法哲学会事務局まで氏名と配布物を届けて下さい。なお、当該会員は、配布について全般的な責任を負うこと、

また、金銭の授受を行わないこととなっております。

7 学術大会・総会・懇親会への参加申込について

日本法哲学会ウェブサイト (<http://www.houtetsugaku.org/>) あるいは、右記 QR コードから、「2024 年度学術大会参加申込フォーム」にアクセスしていただき、必要事項をご記入のうえ、参加登録を行って下さい。すでに登録は可能で、締切は下記の通りです。ご注意ください。

登録フォームでの申込みが困難な場合には、メールなどで事務局長の松尾陽理事 (y_matsuo@law.nagoya-u.ac.jp) へ直接お申し出ください。



- 学術大会・総会・懇親会参加登録期間： 2024 年 10 月 31 日（木）まで

【 学術大会・総会・懇親会参加へのご注意事項 】

1. 会場において紙媒体でのレジユメの配布は行いません。学術大会参加申込フォームにご登録いただいた方には、ご記入いただいたメールアドレスに対して、11 月 6 日（水）（予定日）に、事務局より報告レジユメ（格納フォルダのリンク URL）などを送信いたします。
2. 11 月 1 日（金）以降も参加登録の手続は可能ですが、レジユメの共有の URL が登録メールアドレスに届くのが遅くなったり、（とりわけ当日登録の場合には）対応できない可能性があります。なお、学術大会参加申込フォームへのご登録を失念された方も、学術大会へのご出席は可能です。
3. 11 月 6 日にすべてのレジユメがその中にアップロードされているとは限りません。同日以降にも一部のレジユメがアップロードされることもあります。
4. 懇親会はコロナ禍以前と同じく立食形式で実施いたします。お食事・飲み物の手配、参加を希望される方は登録をお願いいたします。

* 学術大会・総会は対面でのみ開催いたします（オンラインでの同時配信は行いません）。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況次第ではオンライン開催に変更する可能性があります。

＜個別テーマ報告＞

| A分科会

排除理由と法解釈

大上 尚史（中央大学助教）

本報告では、ラズが提唱した「排除理由」の概念の明確化のために、J. ラズの法解釈論に対する M. S. ムーアの批判を検討する。ラズによると、法は「法以外の理由では行為しない理由」（排除理由）である。人々がすべき行為を決めるときに行なう実践的推論の中で、法が（道徳を含めた）他の様々な理由を排除することによって、法以外の理由に基づいては行為をすることが（正当化）できないことになる。ムーアはこの排除理由をラズの法解釈理論の一部だとみなし、法解釈時に道徳的理由に依拠することを認めないものだと批判する。

このような批判は、排除理由の誤解に基づいている。ムーアは、ラズが法に権威者の指令としての性格を見出していることを無視しているため、排除理由が、法の内容が確定していることを前提にして初めて人々の実践的推論で他の理由を排除するものとしてするという捉えそこなっている。

グローバルな正義論における人権と人間の尊厳の諸相

小園 栄作（九州大学大学院協力研究員）

「人間の尊厳」という概念は、多様な文脈で、多様な主体によって、多様な意図・方法で用いられ、議論されてきた。なぜ人は尊厳を持つのか。人が尊厳を持つとは何を意味するのか。いかなる人間が尊厳を持つのか。尊厳概念は歴史的にいかなる変遷を経てきたか¹。人間の尊厳は地位概念なのか、価値概念なのか²。人間の尊厳は、「エンパワーメント」に支えられた、リベラルな精神に基づいて理解されるのか、「制約」として保守的精神に基づいて理解されるのか³。議論の一部を切り取るだけでも、人間の尊厳概念はこれだけ多様な側面を有している。

本報告の目的は、このような人間の尊厳概念を理解するための1つの試みとして、グローバルな正義の観点から人権を正当化し、その基礎・根拠として人間の尊厳を援用するアプローチの諸側面を明らかにし、それを擁護することである。

近年、グローバルな正義を論じる文脈で、その規範的中核として、人権を擁護し、人権の枠組みの内部で人間の尊厳を解釈するアプローチに注目が集まっている⁴。本報告では、このような議論枠組みのなかで、とりわけ、P・ギラバートの「尊厳主義的アプローチ (dignitarian approach)」⁵に依拠しながら、人間に対する特定の取り扱いを要求する積極的・消極的義務の根拠となる人間の尊厳の構想の議論枠組みを明確化し、当該アプローチに向けられる批判に対して応答し、その擁護を試みる。

¹ Rosen, Michael 2012. *Dignity: Its history and meaning*, Harvard University Press. = (2022) 内尾太一・峯陽一 (訳) 『尊厳——その歴史と意味』岩波書店。

² Waldron, Jeremy 2015. “Is Dignity the Foundation of Human Rights?”, in *Philosophical Foundations of Human Rights*, edited by Cruft, Rowan. et al., Oxford University Press, pp. 133-136.

³ Brownsword, Roger 2014. “Human dignity from a legal perspective”, in *The Cambridge Handbook of Human Dignity*, edited by Düwell, Marcus. et al., Cambridge University Press, p. 1.

⁴ Nussbaum, Martha C. 2011. *Creating Capabilities: The Human Development Approach*, The Belknap Press of Harvard University Press; Pogge Thomas 2014. “Dignity and Global Justice”, in *The Cambridge Handbook of Human Dignity*, edited by Düwell, Marcus. et al., Cambridge University Press.

⁵ Gilabert, Pablo 2018. *Human Dignity and Human Rights*, Oxford University Press.

反福利の価値構造

保田 幸子（東京大学特任研究員）

本報告は反福利 (ill-being) の価値の性質を明らかにする。すなわち、反福利は単なる福利 (well-being) の欠如ではなく、人々の人生を悪い方向へ向かわせるネガティブな価値であること、さらに反福利は不連続な性質を持つと仮定するのが説得的であることが示せれば、本報告の目的は達成されたことになる。これについて、反福利が単一の要素で構成される場合よりも複数の要素で構成される場合に不連続性はもっともらしくなると論じる。

福利に関する議論は、人口に膾炙しており、哲学においては、その本質に関して主に三つの立場が主張されている（快楽説・欲求充足説・客観的リスト説）。こうした福利の価値はどのような性質を持つのだろうか。一つには、アルキメデス性を持つという見解がある。すなわち、福利は、任意の正の数 x と y に対して、 $nx \geq y$ を満たす自然数 n が存在するというアルキメデスの公理を満たす集合ということだ。快楽説において、量的立場をとるのであれば、ささやかな快楽であっても継続時間が長ければ、強烈な快楽を上回りうるので、アルキメデス性を持つことになる。一方、質的立場は、高級な快楽と低級な快楽は質が違っているので、後者が大量にあっても前者の価値を上回ることはないと考える。高級な快楽と低級な快楽のような関係は、価値の優位性や価値の不連続性と呼ばれ、様々な哲学者が議論をしている (e.g., Griffin, 1986; Parfit, 1986)。

反福利については、ほとんどの哲学者が明示的議論をしていないが、二つの見解がある。一つは、反福利について福利が少なければ少ないほど人生は悪くなるというものである（価値欠如アプローチ）。この場合、反福利は福利から説明できる。もう一つは、ポジティブな価値とネガティブな価値から人生は形作られるとする見解である（反価値アプローチ）。この場合、福利の理論とは別途に反福利の理論が求められる。

本稿は、反福利は不連続性をもつと仮定するのがもっともらしいことを明らかにする。そのために、まず、反福利について、価値欠如アプローチを退け、反価値アプローチを支持する。次に、反価値の不連続性にたいする反論に回答し、不連続性を擁護する理路を示す。具体的には、価値が基数的であると仮定しているが、これは強い仮定であると論じる。最後に、反福利について客観的リスト説をとると、不連続性はよりもっともらしくなると述べる。

〈参考文献〉

Griffin, J. (1986). *Well-Being: Its Meaning, Measurement, and Moral Importance*. Oxford: Clarendon Press.

Parfit, D. (1986). "Overpopulation and the Quality of Life." In P. Singer (ed.), *Applied Ethics*. Oxford: Oxford University Press, 145–64.

法多元主義における法理論 — 「法と文化」の視点から

河村 有教（長崎大学）

アジア・アフリカ法研究者らは、それぞれの研究対象の「法多元主義 (legal pluralism)」の実際から、「法」を国家法(state law, official law)の文脈のみで捉えるのではなく、非国家法 (non-state law, non-official law) との併存という視点から、両者を包含する法理論を探求してきた。

そのなかで、国家法と非国家法を混合した混合法システムの内部での多様な「法」の相互作用の研究は、アジア・アフリカ法、法人類学、法社会学における永遠の課題である。アフリカ法を例にあげれば、「法」とは、①憲法、②法律 (acts of parliament)、③規則 (subordinate legislation)、④判例 (case law)、⑤国際法 (international law)、⑥慣習法、⑦呪術的宣言 (royal and fetish declarations) の7つの「法」からなる。アフリカのコミュニティは主に酋長や精神的指導者を含む人物らによって統治されていた。アフリカでは、酋長、王、神官、長老会議など、呼び名の如何を問わず、権威ある者は、その管轄区域の「法」を作る権限が与えられていた。ほとんどの場合、「法」は口頭で宣言されたものであり、必要が生じたときに作られるものであった。酋長による王権宣言(royal declarations)は法的効果を持ち、各コミュニティに適用される慣習法に組み込まれていくこともあった。こうした非国家法が国家法とどのような関係にあるのか、いまだ明らかにはされていない。

アジア法の研究から、千葉正土は、国家法と非国家法を包含する法理論を探求し、社会的・文化的コンテキストを強調しながら法多元主義の「法の三ダイコトミー論 (three dichotomies of law model)」を展開した(千葉正土『アジア法の多元的構造』成文堂, 1998年)。また、インド法を中心とするアジア・アフリカ法研究者のヴェルナー・メンスキー (Werner Menski) は、千葉の「法のダイコトミー論」の研究から比較法と法理論を結びつけて、法実証主義による法理論を批判し、「法」は、倫理的価値(自然法)、社会・文化規範、国家法、国際法(国際人権)から構成されるとする法理論(凧の理論, kite model)を展開した(Werner Menski, *Comparative Law in a Global Context: The Legal System of Asia and Africa*, New York, Cambridge University Press, 2006)。

こうしたアジア・アフリカ法学における法理論の探求に伴って、法哲学においても、国家法と非国家法が、互いに補い合い、競合し、衝突する動態 (dynamism) について生じた課題に応答してゆくことが求められるようになり、法多元主義における「法」の統合可能性やその限界、法多元主義の「法」における諸原則や規範の調和可能性及びその思考様式、非国家法が「法」たることの根拠等、議論されている。

本報告は、法多元主義における法理論について、アジア・アフリカ法研究の近時の状況にふれつつ、法と文化の問題から、若干の考察をしたい。

権利喪失論の擁護 —規範的権能の観点から—

松野 有（千葉大学大学院博士後期課程）

刑罰理論においては、刑罰の重要な機能や目的こそが刑罰を正当化するものであると考えられてきた。応報主義、帰結主義、教育、賠償など、様々な見解が鋭く対立し、その様相はまさに千紫万紅である。しかしながら、本報告では、このような刑罰の正当化に関する論争ではなく、刑罰は道徳的に許容されるのか否かという議論を主に扱う。後者について論じることは刑罰を直接正当化することにはならないが、前者の議論を整理することに繋がる可能性があり、また新たな観点からの考察を提示することも可能であると考えられる。

刑罰が道徳的に許容されるか否かについての議論について、本報告では権利喪失論を採り上げる。権利喪失論とは、我々がある種の行動をとることで、従来保有していた権利の全部または一部を喪失するという理論である¹。何の権利を喪失するのかという点に関しては論者によって異なるが、一般的には道徳的地位や道徳的権利を喪失するものと考えられている。権利喪失論をもって刑罰を正当化することができると論じる者も存在するが、正当防衛における防衛的危害に対する責任を正当化する理論として広く普及しているのが現状である。このように、権利喪失論は様々な領域で論じられているが、刑罰の道徳的許容性に関する議論として明確に分類できることを指摘する。

権利喪失論は従来、その正当化根拠について十分に論じられてこなかったという経緯がある。それは、どのような理由で人は権利を喪失し、それがどのような根拠に基づいているかという問題である。つまり、「喪失」の構造が明らかにされてこなかったのである。そこで、本報告では、ジョセフ・ラズ²の規範的権能の概念を借用し、「喪失」の構造を明確化できることを指摘する。具体的には、権利喪失論における「喪失」を、規範的権能の行使の帰結であると捉えることで、行為者の規範的地位に変動が生じるというメカニズムを提示する。そうすることで、「喪失」が自発的な行為による当然の帰結であるという理由を明確に論ずることができる。また、その根拠として「公正」が妥当であることも、十分に説得力があることを指摘する。このようにして、権利喪失論を根拠のない空洞状態から脱却させることが、本報告の最たる目的である。

¹ Renzo, Massimo. (2017). "Rights Forfeiture and Liability to Harm". *Journal of Political Philosophy* 25 (3). pp.324–342.

² Raz, Joseph. (2019). "Normative Powers(revised)". *Oxford Legal Studies Research Paper* No.36. pp.1–19.

社会的人工物としての法と市民による法形成

吉原 雅人（京都大学助教）

本報告では、法の存在にとって（公職者と区別される）一般市民の役割が決定的に重要であることを示す。具体的には、社会的人工物としての法の存在論的基盤が市民による法使用の安定的持続にあることを論じ、従来の法理論が一般市民による積極的な法形成の可能性を描き出すことに失敗していると主張する。

法実証主義者をはじめとして、現代の法理論家の多くは、法が社会的事実根拠を持って存在することを前提としてきた。たとえば、H・L・A・ハートは法体系の存在を社会实践に根拠づけて説明している。ハートの説明によれば、法体系を構成する個々の法的ルールは、法の運用に携わる公職者が共有する「承認のルール rule of recognition」によって妥当性を付与される。承認のルールは公職者の社会实践に根拠づけられるため、結局のところ、法の存在は社会的事実の問題となるのである。

しかし、このハートの説明図式では、公職者が承認したルールを用いて実際に社会生活を営む市民の役割が法理論に十分に反映されていない。承認のルールによって妥当な法が我々一般市民にとっても法として現れるなら、それは何らかの形で市民がその存在構造に関与することが要請されるだろう。また、市民の実践によって慣習的に創造される法制度の存在を考慮しても、法の存在論的基盤が公職者の承認に尽くされると考えるべきではない。

もちろん、ハートの説明図式においても、妥当な法への市民の追従という実効性の要件が課されているが、それも個々の法的ルールの存在を支えるものではない。また、一般市民が「屠殺場にひかれる羊」のごとく法に黙従する社会状況ですら、法体系は存在が保証される。L・グリーンが『法の概念』第3版のイントロダクションで指摘するように、この図式では法の複雑化に伴う公職者と市民の分業こそが決定的に重要な法の本性であると考えられている。そして、この分業的な法の捉え方が公職者中心の法の存在論を導く。

本報告で試みるのは、こうした公職者中心の法の存在論の相対化である。ここ10年ほど展開されてきた「法人工物説 artifact theory of law」の成果を参照し、社会的人工物の存在構造を意図・機能・歴史の観点から分析した上で、従来の法理論がこれらの諸要素を適切に位置付けられていないことを指摘する。社会的人工物としての法のもっともらしい存在論を提示するには公職者と市民の相互作用に注目する必要があり、それによって、法の運用に携わる公職者の妥当性承認に尽くされない、市民による法形成の可能性が明らかになる。

ここで検討の対象となる法理論は、ハートの承認説とその法実証主義的性格を引き継ぐA・マーモアの慣例主義、S・シャピロの計画説、さらに本報告で強調する視点をいくらか共有すると思われるN・マコーミックの制度主義とB・タマナハの社会的構築主義である。

裁判官の職権行使の独立と AI システム

工藤 郁子（大阪大学）

本報告は、人工知能（AI）システム導入が法的思考に与える影響を明らかにすることを目的とし、特に、裁判官の職権行使の独立性を与件としてきた法の解釈適用に関する議論に示唆を与えることを目指す。

2022年5月の民事訴訟法等の改正以降、裁判手続きのIT化が本格化しつつある。そして、民事訴訟法学では、裁判所内部で利用される事件管理システムなどを念頭に、法律や規則にも書き込まれないような、システムの「各種仕様等」が訴訟のあり方を実質的に左右しうるのでないかといった問題提起がされている。

この論点は、法哲学においても考察に値する。裁判官の裁量論と関係するからだ。例えば、H.L.A.ハートは、意味の明確な「核心」と、疑わしい「半影」を区別した上で、法的ルールの「開かれた構造」に対処するために、裁判官は裁量を用いて法解釈や創造的・準立法的活動を行うとの見解を示したが、これには自然言語が不確定であり意味の曖昧さや解釈の余地を伴うとの前提がある。しかし、人工言語の一種であるプログラミング言語は、厳密に定義しなければ機能しない（エラーになってしまう）。この特徴を生かし、AIシステムを通じて、解釈の余地を縮減することは技術上可能である。例えば、事件類型と要件事実を体系的に整理した上で、要件事実を入力枠（フレーム）として自動表示し、入力枠に証拠等のデータをアップロードすることのみを裁判官に許し、かつ、過去のデータと自動照合して逸脱があると判定した場合に警告等を表示するAIシステムがあれば、解釈の余地を縮減することに貢献するだろう。

しかし、こうしたAIシステムは、規範的に望ましいだろうか。仮に、自然言語ゆえに生じる「問題」を解決するために、裁判官の裁量を仕方なく許容しているとすれば、AIシステムを通じて法の曖昧さを解消することは望ましいと評価できる。他方、将来生じうる事態を全て想定して法に列挙しておくことが不可能だからこそ法はあえて抽象性を保ち裁判所の事後的解釈に委ねたのだなど、「開かれた構造」に積極的意義を見出す立場なら、望ましくないと結論づけるかもしれない。

ハート以降、裁判官の裁量をめぐる（自然言語の曖昧さを要因とする定義や前提のずれ違い等を伴う）多数の論争を経て、現在は前記のような単純な二項対立から脱却し、法において裁判官の果たすべき役割や司法の機能に関する検討が深められている。

そこで本報告では、論争の分析や応用というよりも、そこに新しい視点を加えることを目指す。それは、裁判官の裁量論と司法の裁量論の区別である。従前の司法裁量論では、個々の裁判官の法的思考がモデルとして据えられ、その職権行使の独立性は所与の前提とされることが多かった。他方、AIシステム導入に関するシナリオは、設計者である司法官僚の重要性を浮き彫りにする。そして過去を振り返れば、再任拒否等を通じて個々の裁判官の法的思考に対して内部統制が図られる事案が生じていた。今後は、人事権だけでなくAIシステムの各種仕様等というアーキテクチャを用いて、また、思想信条だけでなく個々の解釈適用を内部統制の対象とすることが容易になると想定される。

本報告では、(1) 国内外のAIシステム導入例を紹介し、解釈余地の縮減に関する問いが現実味を帯びはじめた現状について共有しつつ、(2) 開発途上のため具体化していないリスクについてはシナリオを用いて分析した上で、(3) 個々の裁判官の裁量と、裁判所という組織全体の裁量を、異なるものとして捉えることを提案し、有権解釈や創造的・準立法的活動の主体や、その統制の在り方について検討する。

法の牴触と法の共同体

— 事実と法の架橋をめぐる国際私法と法理学の接点 —

伊藤 敬也 (青山学院大学)

国際私法学と法理学あるいは法哲学との接合は、ときに一部の論攷で重要性を認められながらも、これまで直接の試行例が限られていた。そもそも国際私法学のみならず実定法学と法哲学との協働の実践にあたっては、双方の分野それぞれに関する相応の理解が一人のひとに求められることになるから、彌上に慎重な検討を要する¹。

2024年にオクスフォード大学出版局から刊行された『国際私法の哲学基礎』²は、日本も含めた多くの法域に渉る複数の国際私法研究者が国際私法学と法哲学との接合を試みた貴重な例といえる。同書の提案する基礎法学の視点に立った国際私法研究という方法への関心は、少なくとも現代の国際私法学において法圏を問わず共有され得る。

本報告では、米国の著名な国際私法研究者であり上記論文集の編者のひとりでもあるグリーンが試みた事実と法の架橋原理に関する国際私法学と法哲学との混化の意義と課題を検証したい。グリーンは自らの論攷³で、法哲学上の道徳インパクト理論⁴と国際私法上の管轄法則とを相互補強関係に位置づけようとした。グリーンが国際私法学と法哲学とを合接したとき、そこに果実は熟ったのだろうか？

法哲学の議論に広く共通して、法実証主義か法解釈主義かといったそれぞれの拠るところに違いはあっても、法実践に係る事実と法効果とをつなぐ架橋原理の構成が重要な争点となっている。道徳インパクト理論は、法機関の法実践による人々の道徳プロファイルの創設または変化を法効果とみる。道徳インパクト理論によれば、法機関と法実践のいずれにも道徳上の正統性と正当性が要求される。

国際私法は、事実と法の架橋にさらなる問いを重ねる。国際私法は、異なる法域に属する法を講学上の比較参照にとどまらない自法域裁判所での適用の対象とする。特定の個別法共同体で承認される事実と法の架橋原理は法共同体の境界を越えるのかという架橋原理の越境可能性の設題が国際私法において最も重要な問いとして現れるのだ。

グリーンはこの問いに対して、国際私法上の管轄法則と法哲学上の道徳インパクト理論とを接ぎ合わせることで答えようとした。異法域法の適用に際して、グリーンは、法共同体非依存の法則が必要だと指摘する。グリーンの評価によれば、国際私法上で承認される法共同体非依存の法則は、道徳インパクト理論の提供する事実と法の架橋原理によって基礎づけられる。このとき、法哲学上で特定の基礎理論の評価は実定法の特定分野への適合性によって左右されるのだろうか？また、反対に、法哲学上の基礎理論の評価が実定法の議論の帰趨するところを定めることになるのだろうか？本報告では、国際私法学と法理学あるいは法哲学との協働を提案する。

伊藤敬也「法の牴触と法の共同体—事実と法の架橋をめぐる国際私法と法理学の接点」日本法哲学会編『法哲学の現在（法哲学年報（2023））』（有斐閣、2024）

¹ Dominique Bureau, *Préface*, in ÉLIE LENGART, LA THEORIE GENERALE DES CONFLITS DE LOIS A L'ÉPREUVE DE L'INDIVIDUALISME 9 (2023).

² PHILOSOPHICAL FOUNDATIONS OF PRIVATE INTERNATIONAL LAW (Roxana Banu, Michael Steven Green & Ralf Michaels eds., 2024).

³ M.S. Green, *Jurisdiction and the Moral Impact Theory of Law*, 29 LEGAL THEORY 29 (2023).

⁴ Mark Greenberg, *The Moral Impact Theory of Law*, 123 YALE L.J. 1288 (2014).

〈ワークショップ〉

| Aワークショップ

「デジタル立憲主義」という研究潮流

開催責任者：西村 友海（九州大学）

本ワークショップは、2024年度日本法哲学会学術大会シンポジウム「AIと法」の関連企画である。

AI関連技術は、特に「深層学習」（ディープラーニング）と言われる技術の実用化を一つのきっかけとして、急速に開発および社会への浸透が進んだ。深層学習を含む現代的なアプローチによって開発されるAIは高い応用性を持つ一方で、開発の基礎となるデータの偏り（バイアス）やブラックボックス性など種々の問題が存在する。こうした技術的・社会的な状況を背景として、AI関連技術に関する法学的な研究は（当時「AI元年」とも言われた2017年を皮切りとして）続々と登場し、単なるブームにとどまらない一つのテーマとしての地位を確立しつつある状況にある。

こうした法的な議論において特に脚光を浴びているのはEUの取組である。というのも、EUでは一般データ保護規則（GDPR）やAI規則（案）など、AIに関連する法規制が積極的に導入され、あるいは導入が検討されている状況にあるからだ。こうした欧州におけるAIその他の情報処理技術に対する規制動向に対する一つの理論的裏付けを与えうると目されている「デジタル立憲主義」と呼ばれる研究潮流である。「デジタル立憲主義」とは、急速に発展するデジタル技術を扱う私的主体が権力者となりうるデジタル空間に立憲主義の価値を持ち込むことを志向する諸立場を総称するものとされる。本ワークショップはこうした研究潮流について取り上げ、AIその他の情報技術に対する法規制の指導理念について検討を加える。

こうした議論は、近時新規技術の研究開発において重視されるようになっている、倫理的・法的・社会的課題（Ethical, Legal, and Social Issues; ELSI）に関する議論の一つでもある。この報告・ディスカッションを通じて、本ワークショップは情報処理技術の規制の方向性や、AIという新たな情報処理技術に対する法学者・法哲学者の関与の在り方を素描することを目標とする。

ナッジ政策・実装上の意義と限界 —— 環境行政と遺伝子差別を題材に

開催責任者：瀬戸山 晃一（京都府立医科大学）

本ワークショップでは、近年、公共政策分野において、その活用の期待が増している「ナッジ」の可能性と限界について、理論と実践を架橋する形で検討を行う。ナッジの提唱者の一人であるキャス・サンステーションが2008年に神戸レクチャーにおいて「リバタリアン・パターナリズム」と題する講演を行い、2020年公開の那須・橋本編『ナッジ!?—自由でおせっかいなリバタリアン・パターナリズム』（勁草書房）には、開催責任者の瀬戸山も含め本学会会員が複数寄稿するなど、法哲学研究者はナッジの理論的な検討に関心を寄せてきた。

また、近年、行政分野でのナッジの普及・実装をめざす「ナッジ・ユニット」が複数の省庁や自治体で結成されるなど、「現場」での活用実践も広がり、公共政策の実務レベルでの注目度も高い。これらを考え合わせると、ナッジを理論的、実践的にバランスよく検討するワークショップを本学会で開催することには意義があると考えられる。

本ワークショップでは、環境行政や遺伝子差別禁止といった具体的な文脈でのナッジの有効性を検討する報告を行い、それに対して法哲学、行動経済学の観点から指定討論者がそれぞれコメントを述べる。

第1報告は、「日本版ナッジ・ユニット BEST (Behavioral Sciences Team)」の創設者・代表者であり、『ナッジ・行動インサイト ガイドブック—エビデンスを踏まえた公共政策』（勁草書房、2021年）の共著者である元環境省大臣官房総合政策課 企画評価・政策プロモーション室ナッジ戦略企画官の池本忠弘氏（現・国土交通省）をお招きし、「環境行政におけるナッジ活用の有効性と課題」について報告頂く。

第2報告では、鈴木慎太郎会員が、「遺伝子差別禁止法規制とナッジの応用可能性」について報告する。2023年に成立したゲノム医療推進法では、ゲノム医療施策の基本理念として、「ゲノム情報による不当な差別が行われることのないようにすること」が明記され（3条3号）、「差別等への適切な対応の確保」を国に求めている（16条）。こうした遺伝子差別禁止施策にナッジはどこまで応用可能か。具体的な提案とともに理論的な課題を検討し報告頂く。

これら二つの報告に対して、法哲学の観点から、キャス・サンステーション『入門・行動科学と公共政策—ナッジからはじまる自由論と幸福論』（勁草書房、2021年）の訳者である吉良貴之会員がコメントし、経済学の観点からナッジの研究および社会実装の両面で先導的な役割を担ってこられた行動経済学者である大竹文雄氏（大阪大学名誉教授）をお招きしコメント頂く。

その後、フロアに議論を開き、ナッジが有する可能性と限界について多角的な側面から検討が行われることを期待する。

なお本ワークショップは、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）社会技術研究開発センター（RISTEX）「科学技術の倫理的・法制度的・社会的課題（ELSI）への包括的実践研究開発プログラム」2022年度～2025年度プログラム「公正なゲノム情報利活用の ELSI ラグを解消する法整備モデルの構築」（研究代表者：瀬戸山 晃一）の研究助成を受けた活動の一部である。

無知がもたらす困難と責任 —— 無知の動機・認識的不正義・適応的選好

開催責任者：太田 雅子（東洋大学非常勤講師）

何かを知らないことは悪い（あるいは好ましくない）とみなされがちだが、その一方、あえて知りたくない、あるいは知らないことが推奨されるような状況も存在する。本ワークショップではこの「無知」への志向に関して、「あえて知らないでいようとする動機はいかにして生じるか」「無知の多義性、多元性、文脈依存性」などの問題を提起し、無知に起因する認識的不正義や認識的責任へのアプローチを試みる。

(1) 「動機ある無知」は何が問題か（太田雅子）

「無知」は単なる知識の欠如のみを意味するわけではなく、誤った知識を信じているがゆえに真の知識を得ていない状態や、何らかの動機のもとにあえて知ろうとしない「動機ある無知(motivated ignorance)」が問題視される。こうした「二階の無知」は、動機の悪さや責任を分析するにあたって固有の哲学的問題（いわゆる「自己欺瞞」との相違）や規範的問題（「構造的不正義」「認識的不正義」との接続）をもたらす。本報告では、知ることをあえて避ける積極的動機に見られるいくつかのパターンを分類し、いかにして構造的不正義や認識的不正義に接続されるかの解明を試みる。

(2) 知識・無知の規範性とその多元性（笠木雅史）

認識論では、知識という心的状態は、特定の規範的性質を含んでいると考えられてきた。また、無知(ignorance)という心的状態も、単に知識の不在ではなく、特定の規範的状态を含んだ状態であるとする認識論者もいる。問題となるのは、知識・無知の含む規範的性質がどのようなものなのかという点である。伝統的認識論では、知識・無知に関わる規範的性質を「認識的」と呼び、実利的規範性や倫理的規範性とは全く異なるものとして扱ってきた。しかし、近年は認識的規範性と他の種類の規範性の相互作用を強調し、それらの関係を再考しようとするさまざまな試みが存在する。例えば、認識的不正義についての研究を牽引するミランダ・フリッカーは、ある認識的規範に違反することが倫理的規範に違反することにもなるという、認識的規範と倫理的規範の要求が一致する現象として認識的不正義を分析している。本発表では、知識・無知の含む規範性についての多元性についてのフリッカー以後の研究を素描したあと、そうした近年の議論が認識的責任や認識的不正義といった事柄にどのような含意を持つのかを検討する。

(3) 自律性を阻む無知：適応的選好形成から考える（佐々木梨花）

責任と自律性は密接に関係することは一旦前提とした上で、非自律的な心的態度の一つである適応的選好を扱う。適応的選好は、当初の定義としては可能な選択肢集合の制約に適応して形成された選好であるが、現在では欲求や選好以外にも信念や自己評価的など広範な態度の適応を議論の射程に入れている。そして、構造的抑圧と個人の自律性の両方に関わる論点ともなっている。本発表では、1. 選択肢集合を制約する無知、2. 適応的選好に対して自律的であることを阻む無知という適応的選好と無知に関わる二つの仕方について検討することによって無知と責任を関連づける。

(4) 総括コメント（吉良貴之）

吉良がそれぞれに対するコメントを行った後、フロアを交えてディスカッションを行う。以上の構成によって法学・哲学両面から「無知」と「責任」の関係を考察する。

〈統一テーマ報告〉

統一テーマ「AIと法」について

大屋 雄裕（慶應義塾大学）

1. AIの発展と法

人工知能（AI; Artificial Intelligence）技術の急速な発展については、報道でも連日のように取り扱われているだろう。音声認識を利用した口述筆記は、すでに Microsoft Word にも標準機能として組み込まれている。出張先のホテルの価格は需給状況を分析する AI によって動的に調整され、学生は DeepL などの自動翻訳サービスを利用してレポートでの不正行為を企て、ブラウザは私の個人情報を記憶していて自動的に入力の補完を提供してくる。かつてはまさに SF 的想像力の対象だった汎用人工知能（AGI; Artificial General Intelligence）ですら、人によっては 2030 年代に実現すると予想するようになっている。

技術の発展を受け、我々の社会がそれに対してどのような対応を選ぶか、それをどのような法により実現するかといった議論も現実化してきた。AI 技術の恵沢を活用できる社会のあり方について提言した我が国の「人間中心の AI 社会原則」はすでに 2019 年に策定されており、EU では包括的な規制のあり方を定めた AI Act が今年になって制定されている。この統一テーマが提案されてから現実化するまでの 5 年間に、AI は将来における可能性／危険性への想像に基づいた議論の対象から、現に存在する技術に対する実定法的な規制の対象へと変貌したのである。

さらに言えばそこでは、これまで我々が積み重ねてきた法的実践や法学的な営み自体も問い直される状況にある。被告人の再犯確率を予測するなど、裁判に対する支援を提供する AI はすでに実用化されている。契約書の審査を行なう AI サービスも出現し、訴訟に関するさまざまな文書の作成に生成系 AI を用いる試みも始まっている。法務省の研究会が取りまとめたように民事事件の判決が原則として全件データベース化されることになれば、それを AI に分析させることで個々の裁判官の評価や抱いている偏見の可視化が可能になるかもしれない。

今回の統一テーマ報告ではこのように、AI という技術が社会と法に対して持つインパクトを総合的に明らかにし、法哲学がこの状況にどう答えるかを考えていただく契機を提供できればと考えている。

2. 報告の構成

報告は 5 名の方をお願いした。まず成原慧会員には情報法の観点を含め AI の発展によってゆらぎつつある自律の問題を扱っていただき、憲法学者である山本龍彦氏による統治の問題の検討と対応させることを目指した。また我々の日常生活に浸透しつつある監視／見守りの問題については、松尾陽会員による理論的な検討に加え、中国を専門とするジャーナリストである高口康太氏から中国社会における実例を含めた検討をお願いした。さらに西村友海会員からは、「計算」という概念を中心に我々の法的実践と法学を問い直す報告を予定している。宇佐美誠会員による総括コメントについては、個々の報告に対するリプライよりも総合的な問題提起をお願いしている。なお関連ワークショップとして、西村友海会員の企画による「デジタル立憲主義」という研究潮流が予定されていることを付記する。

AI 社会における自律の揺らぎと再建

成原 慧（九州大学）

近代法において我々は自律的な主体として位置づけられてきた。我々は、かけがえのない個人として、等しく尊重され配慮を受けるべきだと考えられてきた。また、我々は、自らの意思に基づいて自由に決定を行うことができ、その結果に責任を負うべきだと考えられてきた。しかし、社会における AI の利用の浸透は、このような自由で平等な主体としての自律的な個人という近代法の基礎を揺るがしているように見える。データに基づく AI の判断により個人に関する決定が自動的に行われるとき、対象となる個人は自律的な主体として等しく尊重・配慮されているといえるのだろうか。また、個人が AI に支援・誘導されながら決定を行うとき、個人はどこまで自律的なのだろうか。本報告では、AI 社会における自律の揺らぎを示した上で、個人の自律の再建の方向性について考えてみたい。

まず、欧州連合（EU）の AI 規則等を参照しつつ、自律概念が AI 規制において中心的な価値および立法事実の一つとして用いられていることを示す。そして、AI 規制の文脈で用いられている自律概念が多義的であることを確認し、自律概念を個人の自律と AI の自律に区別する。AI の自律は、AI の能力を意味しており、個人の自律という固有の価値に仕えるための手段的な価値を有するとともに、個人の自律を脅かす可能性もあることを示す。

次に、個人の自律を①地位としての自律（形式的自律）と②目標としての自律（実質的自律）に区別し、AI 社会において①および②がいかに関与され、捉え直されることになるのかを検討する。①への脅威として、AI による自動化された決定が平等に尊重・配慮される個人の地位を脅かす可能性を検討する。①の保障という観点から人間による決定と AI による決定を比較検討し、前者の優位性を支持する見解は正義や法の支配の観念と衝突しうることを示す。それにもかかわらず前者の優位性が擁護されるべきだとすれば、正義や法の支配の理解を文脈化・人間化する必要があると論じる。②への脅威として、個人が AI またはその提供者に依存することで両者の間に権力の不均衡が生じ、個人が操作や支配を受けやすくなるリスクを検討する。その際、J. ラズらの議論を参照しつつ、AI が操作等により個人の自律の条件を脅かす可能性を示すとともに、P. ベティットらの共和主義的自由の議論を参照しつつ、AI への依存に伴う恣意的な支配からの自由の確保のあり方を模索する。

最後に、AI 社会において自律を再建しようとするのであれば、もはや自律を社会的・技術的文脈から切り離された個人の抽象的な権能や属性として捉えることは困難であり、自律を他者との関係性や具体的な文脈に即して築き直す必要があるという見通しを示す。

AI、憲法、プライバシー

山本 龍彦（慶應義塾大学）

AIは、我々人類に多くの恩恵をもたらしているが、他方で、近代立憲主義のいくつかの前提に否定的な影響を与えるだろう。本報告は、日本国憲法が保障する基本権的利益に与える影響を網羅的に検討したうえで、その最も根源的なリスクとして、潜在的な認知過程を含む「内心」への介入可能性（日本国憲法第19条）や、意思決定の操作可能性（第13条）を挙げる。また、仮にかかるリスクを根源的なものとみとくとき、その「侵害者」は、国家というよりも、大量の個人データを保有し、また高度なアルゴリズムに基づきユーザーの心理的脆弱性を標的化できるデジタル・プラットフォームなのかもしれない。

本報告は、このような見立てに基づき、EUのAI法制（特に第5条）を概観した上で、EUが何と対抗しようとしているのかを憲法学的な観点から掘り下げてみたい。そこでは、「デジタル主権」や「デジタル立憲主義」といった標語の下で、〈主権＝法〉が、遠くへブライに起源をもつ非主権的な〈統治〉性（*gouvernementalité*）と対抗しているようにも思われる。本報告は、司牧権力に関するフーコー（Michel Foucault）の議論（ミシェル・フーコー〔高桑和巳訳〕『安全・領土・人口 コーレージュ・ド・フランス 講義 1977-78 年度』〔筑摩書房、2007年〕）なども参照しながら、元来〈統治〉ないし〈権力〉を扱う「憲法学」の射程、さらには、反〈統治〉ないし *contre-conduite* としてのプライバシー権の意義について若干の考察を加える。

監視・見守りの問題とガバナンス

松尾 陽（名古屋大学）

監視研究は法哲学上の論点にどのようなインパクトをもたらすのか。ここで監視とは、介護や子どもの養育などにおける見守りのことも含まれる（以下、見守りのことも含めて「監視」という表現を用いる）。法哲学上の論点の中でも、統治のあり方（ガバナンス）の問題に焦点をあてる予定である。

「AI と法」というテーマの中で、なぜ監視に焦点をあてるのか。一方で、現在の AI の利活用においては大量の情報収集（その結果としてのビッグデータ）が前提となっており、したがって、監視に関わる情報技術の利用が前提となっている。他方で、AI の発展それ自体が監視の精度を著しく向上させている。以上から、AI と監視技術は密接な関係を有している。そこで、本報告は、監視に焦点をあてて、その問題を考える。

まず、ここ数十年で（学際的にも）展開されてきた監視研究の動向を概観する。監視の作用・主体・対象の問題に分けて、分析・整理し、現代の監視の特徴を示す。

また、監視が権力論の展開の中にどのように位置づけられるのか、また、監視が人びとの生活にどのような構造変容をもたらすのかの問題に簡単に考察し、「監視社会」の捉え方を示す。

そのうえで、「監視社会」のリスクの性格を明らかにする。そのリスクを査定し、対応するために、既存の権利論や裁判制度が十分な制度適性を備えているのかという問題を考察する。この考察を経て、「AI と法」の文脈で、なぜガバナンスの問題として把握される側面があるのか、また、ガバナンスにおいてもどのように把握されるべきなのかを検討する。

中国のAI 社会実装とその課題

高口 康太（ジャーナリスト・千葉大学客員教授）

中国が「異形のAI 大国」「超監視社会」などの言葉で形容されるようになって久しい。先進国とは全く異なる基準でAIをはじめとする先端的な監視技術が用いられ、独裁政権がゆえに一般市民は反論することは許されないというイメージが定着した。AIの規制をめぐっても、「企業の自主的なルールを優先させる米国、政府主導型の規制を目指す欧州、独裁体制維持の制度構築を進める中国」という三極で整理されることが多い。そこには、日本とはまったく異なる思想と社会を持つ国が我々とはまったく異なる取り組みをしているとの認識がある。

しかし、中国におけるAIの社会実装（あるいは将来的なAIによるデータ処理の地ならしとなるビッグデータ活用）は、そのような紋切り型で片付けられるほど単純なものではない。結論を先取りして言うならば、異なる国であったとしても、同じ社会課題を近い問題意識で取り組んでいる、我々と地続きの営為がなされていることに目を向けるべきだろう。

本報告では主に新型コロナウイルス対策、そして監視カメラ網や社会信用システムなどのデジタル技術を核とした新たな社会制度の整備を実例として、この課題に取り組みたい。新型コロナウイルス対策では、初期における「監視社会の機能不全」と、後にきわめて短期間で開発された健康コードがもたらした利益と副作用とを取りあげる。社会信用システムは市場経済運営及び社会秩序維持のために中国政府が整備を進める諸制度の総称であるが、国民の監視につながりかねない一方で、経済活動の便益につながる側面があり、中国国民の反応も決して不満一辺倒ではない。監視カメラ網も共通した構図を持ち、重大犯罪の発生数の低下や体感治安の向上を歓迎する声は少なくない。

こうしたAI社会実装の状況と市民の反応はどのような歴史的社会的コンテキストからもたされたのか、そしてどのような課題を持っているのかを分析していきたい。その過程では、「強大な権力を持ちフリーハンドで政権維持のためのデジタル監視、AIの実装を進める政府」という通俗的なイメージとは異なり、社会に権力が規制される状況も浮かび上がってくる。

「異形のAI 大国」ではなく、「異なる発想とアプローチを持つ、地続きの国」の営為を見ることは、日本の「AIと法」を考えるための有力な手がかりになるだろう。

法学と数学とを類比的に考えること、あるいは法的推論（ここでは差し当たり法的判断や法解釈等の「法に基づく」判断一般をラフに指示する）を形式的に妥当な推論になぞらえることは、法学・法哲学の領域においてはありふれた、あるいは「陳腐な」発想だと言ってよいかもしれない。こうした「陳腐な」発想は法的推論が AI の応用に関する古典的な領域であったことにも現れている。一部の法哲学者はよく知っているように、第三次（あるいは第四次）と呼ばれる現代の AI ブームに先立つこと 30～40 年、1980 年代のいわゆる「第二次 AI ブーム」期に AI の応用先として注目された分野の一つが法的推論なのであった。この当時の法的推論への AI の応用に関する研究は、法的推論に関する法哲学的な研究との間で一定の学際的な交流を持っており、こうした交流は一部の国において今なお続いている。こうした「AI と法的推論」に関する研究の法哲学的な含意を探るのが本報告の目的である。

もっとも、こうした文脈を踏まえつつも、本報告はこうした既存の議論の延長線上に議論を組み立てることはしない。というのも、現代の AI ブームにおいて脚光を浴びる AI 技術（機械学習や生成型 AI など）の特徴は、上述したような第二次 AI ブーム期の AI 技術のそれと大きく相違しているからである。実際、機械学習を正面から用いた法的推論への応用研究（判決「予測」の研究と言われる）は、必ずしもこうした「伝統的な」研究の延長線上に登場したものではない。そこで本報告は、「計算」という概念を媒介することで AI を適切に抽象化し、具体的な AI 技術に依存しない仕方、法的推論と AI との関係についての議論を整理することを試みる。

計算概念は計算機科学やメタ数学と呼ばれる領域における主要な研究対象であり、いわゆる「コンピュータ」や「プログラム」といったものを特徴づけ、分析・描写するための重要な概念である。本報告では、AI がある種のコンピュータ・プログラムであるとの前提の下、AI が実のところ何をしているのかを「計算」という概念を通して特徴づける。その上で、「AI による法的推論を実現する」という企てが、一体どのような「法的推論」理解と整合的であるのか、またその企ての持つ含意 — すなわち、その企てが前提とする理解を採用した場合に主要な法実践（特に、①裁判と②法学研究という 2 つ）がどのように解釈しうるか、そのような企てが実現した暁にはそれらの実践に対してどのような影響がありうるか — について素描し、検討を加える。

中京大学名古屋キャンパス



法学部棟(9号館)外観

大会会場(中京大学法学部キャンパス)へは名城線「八事駅」からもお越しになれますが、名城線「八事日赤駅」からが道に迷いにくく便利です。八事日赤駅からの経路は下の地図をご参照ください。

最寄り駅・八事日赤駅から

中京大学法学部への経路 ▶

《名古屋駅から八事日赤駅へ》

- ①名古屋駅から名古屋市営地下鉄東山線で本山駅へ、
- ②本山駅で名古屋市営地下鉄名城線右回りに乗り換えて八事日赤駅へ。



地下鉄の路線図は名古屋市交通局のサイト(下のURL, 右のQRコード)をご覧ください。

<https://www.kotsu.city.nagoya.jp/jp/pc/subway/routemap.html>

